

令和4年度

お住まいの耐震性は 大丈夫ですか？

～木造住宅の耐震診断・改修工事の補助のごあんない～



熊本地震後本市撮影

尾道市

耐震性について

1981年（昭和56年）5月31日までに着工された建物は、建築基準法改正前の旧耐震基準で建てられています。平成28年（2016年）熊本地震では、現在の耐震基準を満たさない旧耐震基準の建物に被害が集中していたことが明らかになりました。

まずは耐震診断を

お住まいが地震に対して安全かどうか調べます。
尾道市登録の木造住宅耐震診断資格者が調査・
検査して耐震性を総合的に評価し、耐震改修の
必要性を判断します。

耐震診断補助

耐震診断にかかった費用を

最大2万円まで補助

（耐震診断にかかった費用の3分の2以内の金額）

尾道市登録の木造住宅耐震診断資格者については

資格者名簿は尾道市HPをご覧くださいか、建築課窓口にてご覧いただけます。



つぎに耐震対策を

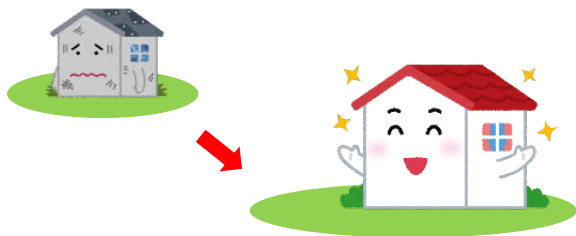
お住まいの耐震性が不足していることがわかったらお住まいを丈夫にする改修計画を立てます。基礎や壁の補強など地震に弱い部分を補強（改修）して、建物の耐震性を向上させましょう。尾道市では次の補助をご用意しています。

耐震改修補助

耐震改修にかかった費用を

最大30万円まで補助

（耐震改修にかかった費用の23%の金額）

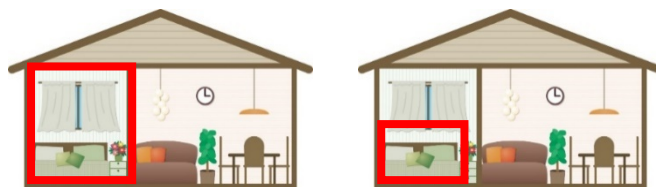


耐震シェルター等補助

設置にかかった費用を

最大12.5万円まで補助

（設置にかかった費用の2分の1以内の金額）



【箱型の装置】

【ベッド型】

各補助の申請期間・完了報告期間

申請受付期間 令和4年5月9日～令和4年11月30日

完了報告期間 令和5年1月31日、もしくは工事完了後30日以内の早い日

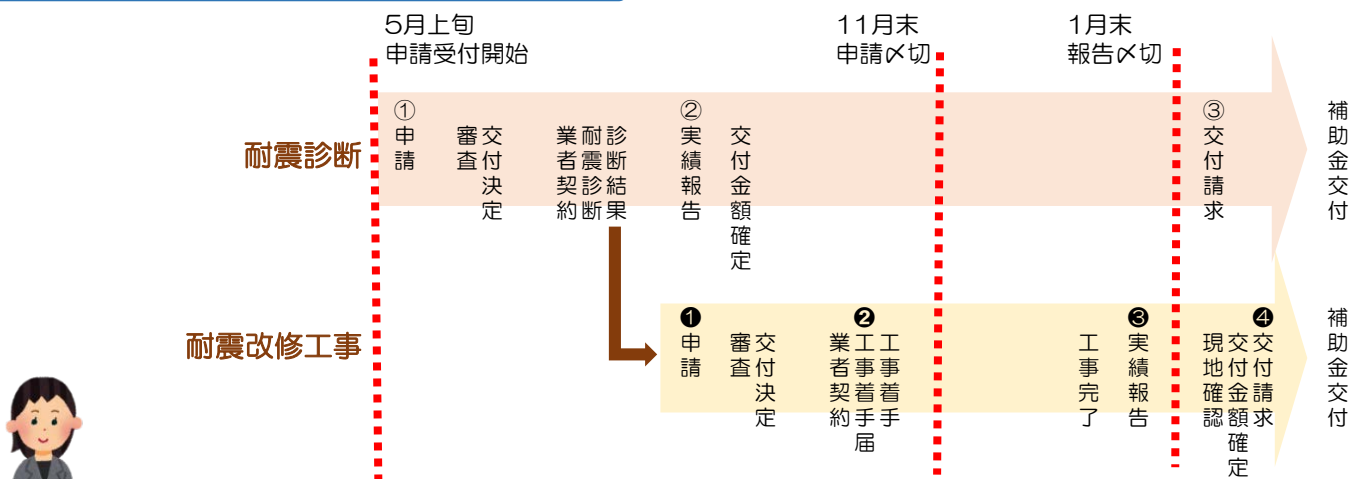
※申し込みが予算に到達した場合は、受付を締め切る場合があります

各補助の対象となる建物

- 木造で在来軸組構法及び伝統的構法のもの
- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、長屋住宅または併用住宅
- 平屋建または2階建
- 所有者、居住者、完了報告までに所有し居住する者
- 市税等に滞納がないもの
- 未着手・未契約であり、令和5年1月31日までに完了報告できるもの
- 耐震改修・耐震シェルターの補助については、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象（上部構造評点がそれぞれ0.7未満・1.0未満）

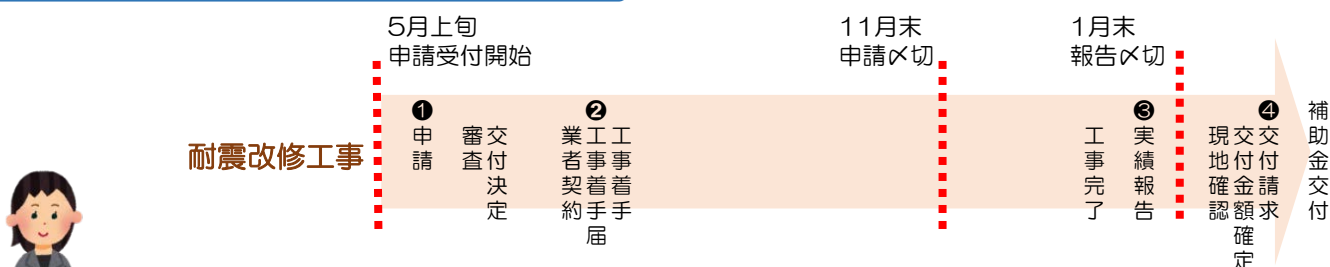
スケジュール例

単年で耐震診断+改修工事をする場合



申請開始前からお住いの耐震計画を立てていると申請がスムーズです。まずはお気軽にご相談ください。

単年で改修工事をする場合



すでに耐震診断と改修計画がお済の場合は、改修工事の申請から始めることができます。工期の確保がしっかり確保できます。

その他

令和6年3月31日までの間に一定の耐震改修工事が行われた場合、120㎡までを上限として、一定期間の固定資産税の減額を行います。（都市計画税は減額されません。）

→詳細は尾道市資産税課HPまたは窓口にて

住宅耐震化促進支援事業

令和3年度から県と共同で「住宅耐震化促進支援事業」を行っています。
補助の対象となる建物は主には下記の通りです。詳細は要綱をご確認ください。

- 木造で在来軸組構法及び伝統的構法のもの
- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅または併用住宅
- 所有者の自己居住用であり現に居住している
- 平屋建または2階建
- 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満
- 補助対象地区内・移転対象地区内であること※
- ②③は建替え後に建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

耐震改修
補助との
違いは？



長屋住宅
共同住宅
居住予定者はNG

| 補助内容 | ① 耐震改修工事 | ② 現地建替工事 | ③ 非現地建替工事 | ④ 除却工事 |
|---------|--------------------------|----------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 補助対象要件 | 補助対象区域※に建つ住宅 | | 移転建替後の住宅が 補助対象区域※内であること | 除却後、市内の耐震性を有 する住宅に移転すること |
| 補助対象事業費 | 工事費及び設計費等 | 除却工事費 新築工事費及び設計費等 | 除却工事費 | |
| 補助額 | 補助対象事業費の80% (上限100万円) | | 補助対象事業費の23% (上限83万8千円) | |

※補助対象地区・移転対象地区について下記は**対象外**となります。

- 市内全域の都市計画区域外
- 市街化調整区域
- 都市計画総括図の工業地域、工業専用地域
- 区域区分非設定の区域内で用途地域が指定されていない区域
(御調町内については、旧御調小学校区を除く。)
- 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域
- 尾道市総合防災マップの浸水深さ5.0メートル以上の区域



令和4年度から尾道市と住宅金融支援機構が連携し、「住宅耐震化促進支援事業」②～④にて新たに住宅を取得する場合に限り、
【フラット35】地域連携型がご利用可能になりました。
→詳細は住宅金融支援機構またはお近くの銀行住宅ローン窓口にて



フラット35のHP▲

申請・相談窓口

尾道市 建築課 指導係 (尾道市役所本庁3階海側)

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

☎ 0848-38-9245 📠 0848-37-9295

✉ k-shidou@city.onomichi.hiroshima.jp

開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分



建物等の改修工事費補助QRコード▲

